

適切な「三脚脚立」を使用していますか？

安全に三脚脚立を使用しましょう

三脚脚立を鎖チェーンで脚をとめるタイプのものは、労働安全衛生規則に違反している製品の可能性があります。

造園業などで使用している三脚脚立には、脚が不意に閉じるのを防止できない機構となっているものが多く流通していた状況が見られます。

このような三脚脚立を使用し、脚立の脚が不意に閉じて、バランスを崩し、ケガを負う事故が散見されています。

また、脚立の脚と水平面(足を載せるところ)との角度を確実に保つようにすることが労働安全衛生規則で求められていることから、**三脚脚立の脚が鎖チェーン等で開かないようにしているものは、規則違反(安衛則第528条)の可能性があります。**

現在使用している三脚脚立の脚が、鎖チェーン等で開かないようになっている場合、容易に脚が開閉しないように固定する金具が販売されていますので、安全に使用できるよう改善してください。

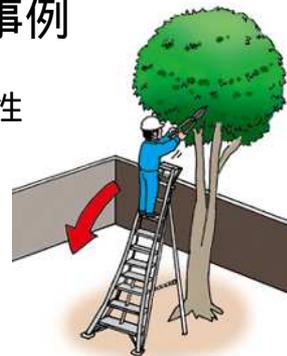
違法な三脚脚立



チェーンで脚が開かないように止めているものは、不意に脚が閉じ、脚立が倒れやすくなります。

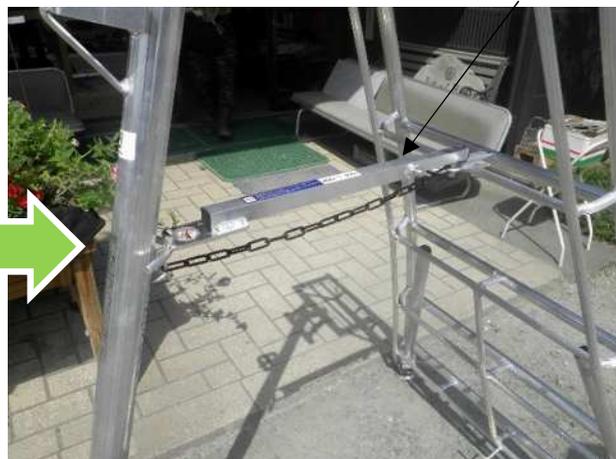
災害事例

被災者：60歳台 男性
経験期間：10～20年
傷病名：脳挫傷



敷地境界付近にあった立ち木の枝（高さ約3.4メートル）を、フェンス外側の道路上に設置したアルミ製の三脚脚立に登ってのこぎりで切っていたところ、バランスを崩し、道路上に仰向けに転落したものの。

安全な三脚脚立



脚が金属製のバーで固定され、脚が容易に開いたり、閉じたりしない構造となっています。

既存で金属製のバーがないものは、メーカーオプションで取り付けることができます。

脚立を使う前に

脚立を使うときは、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから作業を始めましょう！

作業前10のチェック

(作業前点検リスト)

年 月 日 天気(晴・曇・雨・雪)
現場名 確認担当者

脚立は安定した場所に設置している
開き止めに確実にロックをかけた
ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
墜落時保護用のヘルメットを着用し、あごひもをしめている
靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
天板上や天板をまたいで作業をしない
作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
作業は頭の真上でしない
荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立(安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のもの、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有するもの



高さ2m以上の作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！
リーフレット「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
も確認してください。

